

## 委託訓練契約書(案)

静岡県立浜松技術専門校（以下「甲」という。）は、甲の行う職業訓練（離転職者訓練 公認会計士・税理士科（令和7年度開講））を委託するに当たり、（以下「乙」という。）と次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、別表に定める職業訓練、受講生の就職支援の実施及び修了し就職した者の定着支援の実施並びにこれに伴う業務を乙に委託する。

第2条 乙は、甲から委託を受けた前条に定める業務（以下「受託業務」という。）を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

第3条 乙は、受託業務の内容を変更しようとする場合又は受託業務を中止しようとする場合は、事前に甲の承認を受けなければならない。

2 乙は、受託業務の遂行が予定の期間内に完了しない見込みのあるとき又は困難となったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。

第4条 甲は乙に対し、職業訓練の実施に必要な経費として、別表の9(1)に定める受講者1人当たり月額単価（税込）に訓練月数及び訓練受講者数を乗じた訓練実施委託費を支払うものとする（月額単価については端数処理をせず、訓練月数及び訓練受講者数を乗じた結果に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるとしている。）。

2 全て暦月毎に計算することによって得た額とすることとし、暦月毎（受講生が中途退校した場合は退校の日まで）において、あらかじめ定められた訓練時間の80%に相当する時間の訓練を受講した場合、当該期間を支払対象月とする。

ただし、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間（受講生が中途退校した場合は退校までの期間）における訓練時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、全訓練期間について支払対象月とする。

第7項により3か月を単位として支払いを行うこととした場合、当該3か月における訓練時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、当該3か月全期間について支払対象月とする。この場合、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間による算定は行わないこととする。

なお、インフルエンザ等の感染症、大規模災害及び法律による裁判への参加や出廷等、やむを得ないと甲が認めた理由により欠席した場合は、上記の80%に相当する時間の算定に当たって、訓練設定時間から除くものとする。

3 訓練受講者が中途退校した場合又は委託契約を解除した場合等あらかじめ定められた訓練終了日より訓練が早期に終了した場合であっても、原則、第2項の支払対象月について月額単価により支払うものとする。

ただし、乙における一般の受講者が中途退校した場合において、中途退校した日までの受講料を日割りで支払うこととしている場合等は、同様に取り扱うものとする。この場合は、甲乙協議の上精算方法を決定する。

4 例外として、訓練期間中に、夏季冬季等の休暇により訓練すべき日数がない月がある場合、当該月は第2項を満たすものとして取り扱うこととする。

5 乙は、別表の6(2)アの期間終了後及び受託訓練終了後に、遅滞無く委託訓練完了報告書（様

式第1号)を甲に提出する。

6 甲は、前項の報告を受けたときは速やかに検査を行い、検査結果及び委託費の算定結果を乙に書面により通知する。

7 乙は、前項の通知を受けた後に、訓練実施委託費を甲に対して書面により請求する。

なお、訓練実施委託費のうち、別表の6(2)アの期間に係るものについては、令和8年4月16日(木)までに、別表の6(2)イの期間に係るものについては、令和9年4月16日(金)までに請求しなければならない。

ただし、甲が必要と認めるときは、乙の請求により既に終了した3か月を単位として支払いを行うことができるものとする。

第5条 消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は甲の負担とする。

2 別表の9記載の消費税等の額は、本契約成立日の税率により計算したものであり、甲及び乙は本契約締結後、消費税法等関係法令の改正施行に伴い、委託費のうち新税率が適用される額を確定し、別表の9を変更する変更契約を締結しなければならない。

第6条 乙は、訓練期間中及び訓練終了後を通じ受講生の就職促進に努めることとする(就職支援の内容について、別表の3のとおり。)。

2 乙は、委託訓練実施機関に就職支援責任者を設置し、受講生に対して就職支援を行うものとする。

第7条 乙は、訓練修了者が訓練に関連する職業に就職後6か月間において、修了就職者の定着支援に努めることとする(定着支援の内容について、別表の4のとおり。)。

第8条 乙は、受託訓練修了日の翌日から起算して3か月間を経過した日(以下「経過日」という。)までの訓練受講修了生(就職による中途退校者を含む。以下同じ。)の就職状況について、訓練受講修了生からの書面の提出により把握の上、別表の11に規定する期限までに当該書面を添付して甲に報告する。

2 乙は、修了就職者が就職後6か月間(就職した日から起算して180日間)継続して雇用されているかどうかを、修了就職者から就業状況報告書(様式第11号)の提出により把握を行うとともに、甲に対し当該把握結果を就業状況報告一覧表(様式第13号)にまとめて訓練修了日の翌日から起算して290日以内に報告する。なお、報告の際には、就業状況報告書(様式第11号)及び就業状況ヒアリング記録管理簿(様式第12号)の写しを添付する。

3 甲は、前項の報告を受けたときは速やかに検査を行い、検査結果及び委託費の算定結果を乙に書面により通知する。

4 乙は、前項の通知を受け、委託費の減額がないときは、定着支援費を甲に対して書面により請求する。

第9条 受講生が訓練修了後3か月以内(訓練修了日の翌日から起算して3か月経過する日まで)に就職した場合、乙は、当該受講生の就職先事業者から有料職業紹介にかかる手数料又は報酬を受けてはならない。

2 受講生が就職のため中退した場合、乙は、当該受講生の当該就職先事業者から有料職業紹介にかかる手数料又は報酬を受けてはならない。

第10条 乙は、甲に対して別表の5、11及び12に定めるところにより受託業務の運営状況に関する報告を行わなければならない。また、甲の行う運営状況の調査を正当な理由がなく拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

第11条 乙は、受託業務の実施に関して知り得た受講生の個人情報を、みだりに他人に知らせてはならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第12条 乙は、委託事業の実施経過及び委託訓練に係る関係書類を整備し、甲からの照会等に対応できるようにしなければならない。

2 乙は、前項の書類等を委託事業の終了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

3 本契約において乙が甲に提出する書類のうち、事業所証明欄や受講者本人の自署欄がある書類について、原本の写しにより提出されたもの（PDF等の電子媒体を含む。）についても、乙が当該提出書類の原本を委託事業の終了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存することを条件に、証拠書類として取扱うものとする。

第13条 乙は、受講者が受託訓練受講中に災害を受けたときは、速やかにその旨を甲に通知するものとする。

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し、委託費の支払いを停止し、支払った委託費の全額若しくは一部を返還させ、又は契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 著作権法違反等、この受託業務の実施に係る基本的な部分において関係法令に違反し、处罚の対象又は損害賠償の対象となったとき。
- (3) 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、この受託業務を実施することがふさわしくないと甲が判断したとき。
- (4) この受託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合において、乙は、甲乙間の協議に基づき、責任をもって受託業務の残務の処理を完了するものとする。

第15条 乙は、この契約に違反し、又は故意若しくは過失によって甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

第16条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の指示に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 第 17 条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 % の割合で計算した額の遅延利息を甲の指示に基づき支払わなければならない。
- 第 18 条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下(2)まで「法」という。) 第 2 条第 2 号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
  - (2) 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。) 又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
  - (3) 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - (5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- 第 19 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 第 20 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。
- 2 乙は、前 2 条各号のいずれかに該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が數次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再委託者(再委託以後のすべての受託者を含む。)並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。
- 第 21 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除せるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の

契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第22条 甲は、第14条第1項、第18条、第19条及び第21条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第14条第1項、第18条、第19条及び第21条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第23条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

第24条 本業務の履行にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法第65号）第7条第2項で規定されている合理的配慮について留意すること。

第25条 乙は、この契約につき紛争が生じた場合、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに同意するものとする。

第26条 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その1通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡県浜松市中央区小池町2444番地の1  
静岡県立浜松技術専門校  
校長 福原 崇元 印

(乙)

印

(別 表)

1 訓練科名 離転職者訓練 公認会計士・税理士科（令和7年度開講）

2 訓練内容 別紙仕様書のとおり

3 就職支援内容 別紙仕様書のとおり

4 定着支援内容 別紙仕様書のとおり

5 付随業務 別紙仕様書のとおり

6 契約及び訓練の期間

(1) 契約期間 契約日から令和10年1月28日まで

(2) 訓練期間

ア 令和7年4月から令和8年3月まで（12か月間）

イ 令和8年4月から令和9年3月まで（12か月間）

7 訓練人員 3人（予定）

8 訓練実施場所

9 委託費（見込） 円（消費税及び地方消費税込）

委託費に係る単価は、次の各号のとおりとする。

なお、上記の金額は見込であるので、契約書第4条各項及び第8条各項に基づき算定を行った上で委託費を確定する。

また、定着支援費は、訓練修了後3か月以内に訓練に関連する職業に就職した者（内定、日雇い、1週間の所定労働時間が20時間未満の雇用契約及び自営を除く）（以下「修了就職者」という。）について、就職後の定着支援として4の業務を行い、就職後6か月間（就職した日から起算して180日間）継続して雇用されていた場合（訓練に関連する職業への就職であれば雇用形態を問わない）に支払うものとする。

(1) 訓練実施委託費 受講者1人当たり月額単価 円（税込）

（委託費見込）

① 6(2)アの期間分 円（税込）

受講者1人当たり 円（税込）×12か月×3人= 円

② 6(2)イの期間分 円（税込）

受講者1人当たり 円（税込）×12か月×3人= 円

(2) 定着支援費 継続雇用された修了就職者1人当たり単価 円（税込）

（委託費見込）

継続雇用された修了就職者1人当たり 円（税込）× 人= 円

10 訓練を中止した時の委託費について

応募者が少ない等により訓練を中止した場合は、委託費は支払わない。

11 訓練修了者の就職状況の把握及び報告

(就職状況の把握は訓練修了日の翌日から起算して3か月以内（3か月経過する日まで）。)

(報告期日) 訓練修了日の翌日から起算して100日以内

12 就職者の定着支援及び定着状況の報告

(定着支援は就職した日から起算して180日間。)

(報告期日) 訓練修了日の翌日から起算して290日以内

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

- 第1 乙は、この契約による業務を処理するにあたり、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。
- 第2 乙は、この契約による業務を処理するにあたり知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- 2 乙は、その使用する者がこの契約による業務を処理するにあたり知り得た個人情報を他に漏らさないよう対処しなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 第3 乙は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損等の防止に必要な安全管理措置を講じなければならない。
- 第4 乙は、この契約により取り扱う個人情報の管理責任者及び業務従事者を定めて、書面により甲に通知しなければならない。
- 2 管理責任者は常に個人情報の所在及び自己の管理状況を把握・管理し、必要な指導を行う。
- 第5 乙は、この契約による業務を処理するにあたり、必要最小限の役員・派遣労働者等正社員以外の労働者を含む従業員（以下「使用者」という）を管理責任者の監督の下で従事させるものとする。
- 2 乙は、使用者に対して、上記第2の秘密保持について徹底して指導しなければならない。
- 3 乙は、使用者の退任、退職後の行為も含めて責任を負わなければならない。
- 第6 乙は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ、再委託先の個人情報の管理責任者及び業務従事者を定めて、書面により甲に通知し受理された場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項ただし書きにより、再委託する場合は、再委託先に対して、個人情報保護に関する法令等を順守させることとし、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合にあっては、乙の責任において対処すること。
- 第7 乙は、この契約による業務を処理するにあたり個人情報を取得する場合は、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。
- 第8 乙は、この契約による業務を処理するにあたり、甲から提供された個人情報が記録された資料等をこの契約による業務以外の目的で複写し、又は複製をしてはならない。
- 第9 乙は、この契約による業務を処理するにあたり、甲から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 第10 乙は、この契約による業務を処理するにあたり、甲から提供された個人情報が記録された資料等（複写、複製したもの）を、業務完了後速やかに甲に返還又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。
- 第11 甲は、定期的又は必要と認めたとき、乙の事業所に立入り、個人情報保護に関する監査又は乙に対して報告を求めることができる。
- 第12 乙は、個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れのあることを知ったときは、速やかに書面により甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 第13 甲は、乙が個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。損害賠償の額は、甲乙協議の上、別に定める。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。